

議 事 録

第 15 回 定 例 総 会

平成30年10月10日

太田市農業委員会第15回定例総会議事録

開会日時 平成30年10月10日(水) 午後 2時
 閉会日時 平成30年10月10日(水) 午後 3時30分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (21人)

2 丸山 忠	3 木暮 昌弘	4 中村 博正	5 遠坂 修一
6 藤生 博	7 吉田 清和	8 牛久保 榮治	9 小林 良孝
10 糸井 敏幸	11 岡田 貴男	12 塚越 寶	13 山田 清作
14 高柳 章	15 石原 孝志	16 新井 章夫	17 清水 由紀江
18 武内 満	19 藤本 富久	20 茂木 利子	21 片亀 昌子
22 中村 薫			

欠席委員
(0人)

出席職員 (9人)

小林局長 北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 宮崎係長代理
 西野目係長代理 青木主任
 堀越係長 赤石係長代理

会議に付した事項

議案第1号	農地法関係許可取消願について	(会長)
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	(会長)
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	(会長)
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	(会長)
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について	(会長)
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見について	
議案第7号	平成31年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見の決定について	(会長)

報告事項

報告第1号	太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第15回農業委員会定例総会を開催いたします。

3 会期の決定

事 務 局 出席者21名、過半数以上の出席なので、本日の定例総会は成立することをご報告いたします。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。

会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは9番 小林 良孝 委員 と10番 糸井 敏幸 委員 のお二人をお願いいたします。また、書記につきましては事務局の青木主任を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正が1件ございます。議案書の3頁をお開きください。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、番号4番の備考欄「売買」となっていますが、正しくは「贈与」となりますので、訂正をお願いいたします。以上です。

事務局

提出件数に7件ついて、朗読し詳細に説明する。

1番 藤阿久町の土地 田 1,756 m²を取得し、自営する生花販売のため花卉等の生産をしたい。

2番 大久保町の土地 畑 2,862 m² 外1筆 計4,896 m²を借り受け、自営する生花販売のため花卉等の生産をしたい。

3番 八重笠町の土地 田 947 m²に区分地上権を設定し、営農型太陽光発電を設置したい。

4番 成塚町の土地 畑 117 m² 外6筆 計1,158.24 m²を取得し、経営規模を拡大したい。

5番 新田市野倉町の土地 畑 4,95 m²を取得し、牧草栽培をしたい。

6番 藪塚町の土地 畑 864 m² を取得し、経営規模を拡大したい。

7番 新田大根町の土地 田 2,621 m²を取得し、経営規模を拡大したい。

なお、番号1番から7番は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、番号3番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項但書きに該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。

議長

事務局の提案が終わりましたので、各案件について地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番と2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、番号2番については、第6地区協議会にも関連がありますので、あわせて報告願います。

12番委員

番号1番と2番について、関連がありますので当地区協議会で確認調査に基づき調査した結果を一括して報告いたします。

譲受人は西本町で生花販売を営んでおり、申請地では自身で花卉の他野菜を栽培するものです。番号1番は売買、番号2番は賃貸借です。譲受人の実家の人や農業経験者を採用する予定であります。栽培から販売まで手掛けるものです。周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているとの意見決定しました。なお、申請地は耕作放棄地ですが、本件の許可により解消されます。

番号1番と2番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたし

- ます。
- 17番委員 つづいて番号2番について、当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、農地のため特に問題なく、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、第1地区協議会及び第6地区協議会より番号1番と2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見ご質問等ないようですので、採決いたします。
番号1番と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 番号3番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における借借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。
なお、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものといたします。
- 議長 つづいて、番号4番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 3番委員 番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
譲受人は意欲的に農業に取り組んでおり、適正な農業従事日数を満たしている上、農機具を使用して所有する農地を全て耕作しております。申請地を取得することにより、経営規模の拡大を図るものです。譲渡人は相続により取得しましたが、高齢であり居住地が遠方であるため、規模縮小するため、経営意欲ある譲受人へ贈与するものです。確認したところ、周囲は農地であり、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を

満たしていると意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただいま、第3地区協議会より番号4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

議 長 ご意見ご質問等ないようですので、採決いたします。
番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定します。

議 長 つづいて、番号5番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

20番委員 番号5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
譲受人は肥育牛経営をしております。今回の申請は肥育牛を育成するための牧草栽培を行うために、農地を取得するものです。周囲は、西側は道路を挟んでビニールハウスがあり北側は宅地、南と東は譲受人の農地となっております。譲受人は、所有する農地をすべて耕作し、必要な農機具等も所有しており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。
番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定いたします。

議 長 つづいて番号6番と7番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

なお、番号7番については、第5地区協議会にも関連がありますので、あわせて報告願います。

- 5番委員 番号6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
譲受人は花卉育成栽培を営んでおります。申請地は自宅前ということもあり、経営規模の拡大を図るために取得するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 17番委員 つづいて番号7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
譲受人は、意欲的に農業に取り組んでおり、今回の申請は経営規模拡大のためであり、現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく、問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 15番委員 つづいて番号7番について、当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、農地のため特に問題もなく、許可相当と意見決定いたしました。
再度、ご審議のほど、よろしく願います。
- 議長 ただいま、第6地区協議会及び第5地区協議会より番号6番と7番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。番号6番と7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号6番と7番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 つづきまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長あてにあつたので、審議を求めます。
提出件数は3件です。事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 米沢町の土地 257 m²、農地区分につきましては、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から、第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

2番 原宿町の土地 963 m² 外4筆 計2,714 m²、農地区分につきましては、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で、概ね10ヘクタール未満の農地」の理由から、第二種農地と判断されます。

太陽光発電所用地として転用するものです。

3番 新田反町町の土地 465 m²のうち83.48 m²、農地区分につきましては、「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地の整備状況の程度に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、新田庁舎から概ね500メートル以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。

農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

議長

事務局の提案が終わりましたので、各地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員

番号1番につきまして、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

番号1番について報告いたします。申請人は隣接する土地に貸家を建築することとなり、申請地を不足する駐車場として利用するものです。現地を確認したところ、北は道路、西は宅地、東と南は宅地です。申請地の一部に農業用倉庫がはみ出していましたが、現在は取り壊されて、畑の状態となっております。周辺農地に対する支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ただいま第1地区協議会より、番号1番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

- 議 長 ご意見ご質問等ないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定します。
- 議 長 つづいて、番号2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13番委員 番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。申請人は農業を営んでいますが、高齢となり耕作が困難となったため、申請地に太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、北は道路と申請人の作業所、南は道路、東と西は農地です。周辺農地に対する支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より、番号2番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見ご質問等ないようですので、採決いたします。
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 つづいて、番号3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 19番委員 番号3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。申請人は農家住宅用地として昭和63年頃から使用しており、この度調査をしたところ、許可を得ずに住宅の一部として使用していたことが判明したため、始末書を添付し是正するものです。現地を確認したところ、北は宅地、東と南は道路、西は農地となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より、番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。
番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議長 つづきまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が、会長あてにあったので、審議を求めます。
提出件数は39件です。事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数39件について、朗読し詳細に説明する。

1番 飯塚町の土地 4,053 m² 外18筆 計 15,172.59 m²、農地区分は「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、バスターミナル太田から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。

露天資材置場用地として転用するものです。

2番 高林南町の土地 400 m²、農地区分は「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で、概ね10ヘクタール未満の農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるものについては説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

3番 高林北町の土地 404 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

4番 細谷町の土地 308 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

5番 別所町の土地 368 m² 外1筆 計 398 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

6番 脇屋町の土地 253 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

7番 東長岡町の土地 1,649 m² 外2筆 計1,746 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電用地として転用するものです。

8番 八重笠町の土地 947 m²のうち0.11 m²、農地区分は「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供する場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

9番 東今泉町の土地 1,537 m²、農地区分は第二種です。

露天資材置場用地として転用するものです。

10番 東今泉町の土地 287 m² 外3筆 計3,091 m²、農地区分は第二種です。

露天資材置場用地として転用するものです。

11番 只上町の土地 1,674 m²、農地区分は「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には高速道路のインターチェンジの出入口から概ね300m以内の農地」の理由から第三種と判断されます。

太陽光発電施設用地として転用するものです。

12番 大島町の土地 1,367 m² 外7筆 計7,733 m²、農地区分は第二種です。具体的には合同庁舎から概ね500m以内の区域内の農地となります。

露天駐車場用地として転用するものです。

13番 武蔵島町の土地 447 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

14番 出塚町の土地 500 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

15番 新田下江田町の土地 499 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

16番 新田赤堀町の土地 197 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

17番 新田赤堀町の土地 534 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

18番 新田赤堀町の土地 26 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

19番 新田赤堀町の土地 491 m²、農地区分は第二種です。
一般住宅用地として転用するものです。

20番 新田市野井町の土地 212 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

番号21番から38番につきましては、同一事業者による同一目的による申請となりますので、一括して提案させていただきます。

21番 新田大根町の土地 1,983 m²、

22番 新田大根町の土地 3,748 m² 外1筆 計4,729 m²

23番 新田上中町の土地 1,758 m² 外1筆 計3,394 m²

24番 新田上中町の土地 641 m²

25番 新田溜池町の土地 1,353 m²

26番 新田溜池町の土地 983 m² 外1筆 計2,166 m²

27番 新田溜池町の土地 1,431 m² 外2筆 計2,670 m²

28番 新田溜池町の土地 522 m²

29番 新田溜池町の土地 1,831 m²

30番 新田溜池町の土地 948 m²

31番 新田溜池町の土地 1,091 m²

32番 新田溜池町の土地 1,411 m²

33番 新田大町の土地 148 m²

34番 新田大町の土地 49 m² 外1筆 計2,174 m²

35番 新田大町の土地 525 m²

36番 新田大町の土地 895 m²

37番 新田大町の土地 1,031 m²

38番 新田大町の土地 1,051 m²

番号21番から38番までの農地区分は「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき区域内の農地」の理由から農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供する場合」につきましては、例外規定があり問題ないと考えます。

いずれも埋蔵文化財試掘調査用地として一時転用するものです。

39番 大原町の土地 281 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

- 議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番から6番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1 1 番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
譲受人は東毛地区を中心に栃木県、埼玉県の工事も多く、更なる事業拡大のため、国道に近く利便性の良い申請地を取得し、資材置場として利用するものです。周囲は、北、東、西は道路、南は道路を挟んで旭小学校となっております。付近の農地に影響を及ぼさないようネット等の設置が計画されています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 4 番 委 員 つづいて番号2番から4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
はじめに番号2番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、実家に隣接する申請地を母より借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東は畑、北は実家の宅地、西は宅地と畑、南は実家の畑とついています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
つづいて番号3番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、申請地は休耕地であり、北は田、西は道路、他は最近農地転用許可された宅地に囲まれております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
つづいて4番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、子供の成長に伴い手狭なため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北は道路、その他は宅地に囲まれており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
番号2番から4番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 1 2 番委員 つづいて番号5番と6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
はじめに番号5番について報告いたします。譲受人は借家に住んでお

り、申請地を祖父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北は道路、東は不耕作地、南は畑、西は駐車場となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号6番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、子供の出産を機に、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東は道路、南は通路、西は空き地、北は住宅となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号5番と6番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番から6番について、報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見ご質問等ないので、採決いたします。

番号1番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から6番を許可とすることに決定します。

議長 つづいて、番号7番から11番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号8番につきましては、議案第2号番号3番の農地法第3条の区分地上権について併せて報告願います。

13番委員 番号7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

譲受人は東長岡町で太陽光発電事業を営んでおり、高齢となり耕作が困難となった申請地を借り受け、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、南側は道路、西、北、東側は農地となっております。申請地の奥には東武鉄道の敷地となるため、太陽光発電以外の開発が難しい土地だと思います。と周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

9番委員 つづいて番号8番と議案第2号番号3番について、当地区協議会で許

可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
番号8番について報告いたします。譲受人は営農を継続しながら、売電による安定収入を得るため、申請地を父より借り受け、太陽光発電施設を設置するために支柱部分を一時転用するものです。周囲は、東、北は畑、西と南は宅地となっております。周囲に影響を及ぼさないように、フェンスを設置します。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて議案第2号番号3番について報告いたします。営農型太陽光発電施設設置にあたり、設置者が所有者と異なることから、パネル部分の利用権を区分地上権として設定するものであるため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

13番委員

つづいて番号9番から11番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号9番と10番は譲受人と申請理由が同一であり関連しているため、一括して報告いたします。譲受人は近隣で土木建築業を営んでおり、高速道路及び国道に近く利便性の良い申請地を取得し、事業拡大により不足する資材置場として利用するものです。現地を確認したところ、番号9番については、北は用水路、南は道路、東は農地、西は宅地となっております。また、番号10番については、北と南は道路と宅地、東は国道122号線、西は宅地となっております。資材置場の周囲に緩衝地を計画しており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号11番について報告いたします。譲受人は埼玉県朝霞市に住んでおり、太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、北は農地、南から西は水路、東は道路となっております。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

番号9番から11番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ただいま、第2地区協議会より、番号11番及び議案第2号番号3番の農地法第3条の区分地上権について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

4番委員

番号11番について、譲受人が埼玉県朝霞市に住んでいるということですが、太陽光発電施設の管理はどのように行うのですか。

- 13番委員
議 長
15番委員
8番委員
議 長
委 員
議 長
- 設置業者が管理を行うことになっていると事務局から聞いております。他にご意見、ご質問等ございますか。
- 番号8番の営農型太陽光発電について、作物は何ですか。みょうがです。他にご意見、ご質問等ございますか。
- なし。
- ご意見ご質問等ないようですので、採決いたします。
- 番号7番から11番及び議案第2号番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議 長
議 長
- 全員賛成でありますので、番号7番から11番及び議案第2号番号3番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長
- つづいて、番号12番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 18番委員
- 番号12番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は申請地南で総合病院を運営しており、外来患者及び入院者数が共に増加しており、また、申請地南にある駐車場の賃貸借契約延長が難しいことから、申請地を取得し、不足する駐車場として利用するものです。現地を確認したところ、西は駐車場、東は線路挟んで住宅団地、北は水田となっております。周辺農地に支障が出た場合は、譲受人が全て責任を負うこととなっておりますので、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。
- 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長
委 員
議 長
議 長
議 長
- ただいま第3地区協議会より、番号12番について報告がありました。が、ご意見、ご質問等ございますか。
- なし。
- 他にご意見ご質問等ないようですので、採決いたします。
- 番号12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議 長
- 全員賛成でありますので、番号12番を許可することに決定します。
- 議 長
- つづいて、番号13番と14番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 2 2 番委員 番号1 3 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
- 譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、妻の母が所有する申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北は道路を挟んで母の土地、東は道路を挟んで住宅、南と西は住宅です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
- 再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 1 4 番委員 つづいて番号1 4 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は実家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東は道路を挟んで住宅及び畑、北、西、南は畑です。東側の道路には排水側溝もあり、周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
- 再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 議 長 ただいま、第4地区協議会より番号1 3 番と1 4 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見ご質問等ないので、採決いたします。
- 番号1 3 番と1 4 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1 3 番と1 4 番を許可とすることに決定します。
- 議 長 つづいて、番号1 5 番から3 8 番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、7 番委員は番号1 5 番の議事に参与することができませんので、まず、番号1 5 番について、第5地区審査会で調査した意見結果を報告願います。
- なお、7 番委員は議事に参与することができませんので、退出をお願いします。
(7 番委員 退出)
- 2 番委員 番号1 5 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、子供

が生まれ手狭になり、資金の都合もついたため、申請地を父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南は道路、北と東は農地、西は住宅となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号15番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。
番号15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)
議長 全員賛成でありますので、番号15番を許可とすることに決定いた
します。7番委員は入室してください。
(7番委員 入室)

議長 つづいて、番号16番から38番について、第5地区協議会の調査した
意見結果を報告願います。

7番委員 番号16番から19番について、当地区協議会で許可基準チェックリ
ストに基づき調査した結果を報告いたします。
はじめに番号16番について報告いたします。譲受人は現在県外で勤
務をしていますが、申請地周辺に転勤が決まり、資金の都合もついた
ため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認
したところ、東と南は道路、北は住宅、西は住宅の建築予定地となっ
ております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意
見決定しました。
つづいて番号17番と18番について、譲受人と申請理由が同一で関
連がありますので、一括して報告いたします。譲受人は借家に住んで
おり、日常生活に利便性の高い申請地を取得し、自己の住宅を建築す
るものです。周囲は、北は道路、東、西、南は畑となっております。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許
可相当と意見決定しました。
つづいて番号19番について報告いたします。譲受人は借家に住んで
おり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築
するものです。周囲は、北は住宅と道路、西と南は住宅、東は住宅の

建築予定地となっております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

20番委員

つづいて番号20番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は製造業を営んでおり、業績が良好なことから、製品受取り及び納品のための駐車場と従業員用の駐車場が不足しているため、申請地を借り受け、露天駐車場として使用するものです。現地を確認したところ、西は宅地、南と東は道路、北は農地となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

15番委員

つづいて番号21から38番について、譲受人と申請理由が同一であるため、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を一括して報告いたします。本件申請は、境北部工業団地拡張事業の開発を行うにあたって、土地開発公社が3カ月間、申請地を使用貸借し、埋蔵文化財の試掘調査を行うために一時転用するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号21番から38番について、再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま、第5地区協議会より、番号16番から38番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

14番委員

番号21番から38番の一時転用の合計面積は、

事務局

28,563 m²です。

議 長

他にご意見、ご質問等ございますか。

4番委員

番号21番から38番について、埋蔵文化財試掘調査ではどの程度の深さまで掘削するのでしょうか。

事務局

場所によって若干異なりますが、50 cmから150 cm程度で掘削します。

4番委員

本件試掘で、もし何か重要文化財が出てきたら、一時転用の期間が3カ月間では済まないこととなりますよね。

事務局

本件の試掘調査は3カ月間として、また改めて試掘調査の許可申請をしていただくことになると思います。

議 長

他にご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議 長

ご意見ご質問等ないので、採決いたします。

番号16番から38番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号16番から38番を許可とすることに決定します。

議長 つづいて番号39番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員 番号39番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査いたしました結果を報告します。議案第1号番号1番と関連する案件です。

譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、通勤に便利な申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。周囲は東、西、北は転用許可済の土地、南は道路となっております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より、番号39番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見ご質問等ないので、採決いたします。

番号39番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号39番を許可とすることに決定します。なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更が無い場合許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議長 つづいて、議案第5号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(案)が、会長あてに提出されたので、決定を求めます。

市長部局の農業政策課より、一括提案をお願いいたします。

農業政策課

お手元の資料「農用地利用集積計画（案）」に基づき、提案させていただきます。

大変申し訳ありませんが、農用地利用集積計画（案）に記載誤りと載漏れがありましたので資料の差替えをお願いいたします。

資料の12頁、177番から180番、借賃が10aあたり6,500円になっておりますが、使用貸借ですので、なしになりますので、差替えをお願いいたします。また、34頁、501・502に記載漏れがありました2筆を追加させていただきましたので、差替えをお願いいたします。それに伴いまして、計画表2頁の総括表の数字が若干変わりましたので、差替えをお願いいたします。

では、「計画（案）」をご覧ください。

今回は解除条件付きを含む利用権設定が511筆利用権移転が53筆所有権移転12筆でありました。

公告日及び利用権設定日は平成30年10月20日です。また、利用権設定511筆のうち、今回、農地中間管理機構であります「群馬県農業公社」が借り手となっているものが41筆あります。

今回、新規と再設定の総計で782,596.53㎡となっております。

511筆については、借方140件・貸方269件です。

資料の1頁から34頁までは利用権の設定についての詳細であり、記載のとおりです。

なお、35頁については、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の借り手が農作業に常時従事すると認められない者の場合に規定する解除条件付利用権設定であり、全511筆のうちの9筆です。

36頁から39頁までは利用権移転の一覧になります。

続いて、40頁の所有権の移転については、12筆あり、面積総計は、13,258.00㎡となっております。

今回提案させて頂いた、農用地利用集積計画書（案）は農業経営基盤強化促進法第18条第3項で規定する農用地利用集積計画の要件をすべて満たしているものと考えます。

本議案は、各地区審査会において審議して頂いておりますが、再度ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

ただいま、担当より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等ございますか。

16番委員
農業政策課
2番委員

40頁の借方の住所は昭和村ですが、通作はできるのでしょうか。
従業員が太田まで来て作業を行っております。
トラクター等の農機具置場をこちらに確保して耕作を行っています。
私が知っている限りでは大根と枝豆を主に作付していました。借方は群馬県で一番大きい農業法人です。

議長
委員
議長

他にご質問等ございますか。
なし。
意見、ご質問等もないようですので、本件は、農用地利用集積計画(案)のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に通知いたします。

議長

つづきまして、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)が、会長あてに提出されたので、意見を求めます。市長部局の農業政策課より、一括提案をお願いいたします。

農業政策課

「農用地利用配分計画(案)」に基づき提案させていただきます。
農地中間管理事業でございますが、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき行われる事業になります。群馬県農業公社が地権者より農地を借り受け、公社から借受希望者に対して賃借権や使用貸借権による権利の設定を行います。この時に農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けます。また、農用地利用配分計画については、群馬県農業公社の依頼を受け、太田市で案の作成を行います。その際、農業委員会の意見を伺うとされていることから、今回、委員の皆様方にご意見を頂戴するものです。
配分計画に基づき群馬県農業公社が担い手の農家へ農地を貸し付けた場合

①貸し付け後において周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす事が見込まれる影響があるか。
②全ての農用地について適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みがあるか。
③借受希望者への農地貸付は適当と認められるか。

以上3点につきましてお伺いいたしますので、よろしくお願い致します。記載内容ですが、今回、41筆、49,713㎡で、貸付15名、借受3名となります。

以上提案させていただきますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

- 議長 ただいま、担当より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等ございますか。
- 10番委員 今現在、この時点で適切に耕作する見込みがあるかどうかはわかりませんが、どのように判断しているのですか。
- 農業政策課 現在の所有農地や借り受け農地を適切に耕作していることの確認、農機具の所有状況、通作距離等から総合的に判断しております。
- 10番委員 夏場の草刈りは大丈夫ですか。冬場の農閑期の農作業のために借り受けのような場合は、夏の農繁期には借りた農地の管理ができずに周辺農地へ影響を及ぼす恐れが懸念されますので、借り受け者の農地管理についてしっかり管理していただきたいです。
- 農業政策課 そのような苦情等がありましたら、事務局で現地を確認しまして、農業公社にも連絡を入れまして、指導したいと思います。
- 議委員 他にご質問等ございますか。
- 議長 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。
- 農用地利用配分計画（案）に対する意見について、
1. 「貸付け後において、周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響があるか」については、「ない」とし、
 2. 「全ての農用地について適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みがあるか」については、「ある」とし、
 3. 「借受希望者への農地貸付は適当と認められるか」については、「適当と認める」として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に意見書を提出いたします。
- 議長 つづきまして、議案第7号 平成31年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見の決定について事務局より提案をお願いいたします。
- 事務局 議案第7号 平成31年度 太田市の農地利用最適化推進施策に関する意見の決定について、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき審議をお願いするものでございます。

この意見書（案）につきましては、毎年農業委員会で市に意見として提出しているものをベースとして事務局にて案を作成し、9月4日地区協議会で提示、10月4日地区協議会にて検討して頂きました。協議の結果につきましては、第1から第5地区協議会では案のとおり、第6地区協議会より「耕作放棄地対策について、制度及び補助事業の拡充と担い手の育成・確保等についても制度及び補助事業の拡充をお願いしたい。」との意見がありました。制度や補助事業の拡充についての要望はこれからも国や県へ継続的に行っていきたいと考えております、また意見書（案）の3「耕作放棄地対策について」の中で、制度や補助事業の拡充について意見が記載されておりますので、内容につきましてはお示した（案）のとおりで、市へ意見として提出して頂きたいと考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

- | | | |
|-------|---|---|
| 議 員 | 長 | ただいま、事務局より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等ございますか。 |
| 議 員 | 長 | なし。
ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。平成31年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見の決定について賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員) |
| 議 長 | 長 | そのように決定し、市長に意見書を提出いたします。 |
| 議 長 | 長 | 以上で、審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した、9月分の許可書の取り扱いにかかわる、太田市農業委員会会長専決規定第3条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取り扱いをしましたので、報告いたします。 |
| 議 長 | 長 | つづいて、報告第2号から第5号まで、一括して事務局より報告を求めます。 |
| 事 務 局 | | 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について4件提出されております。
内訳につきましては、田7筆 5,375.01㎡、畑1筆 1,543.00㎡ 計8筆6,918.01㎡となっております。いずれの内容につきましては記載 |

のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

つづきまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について28件提出されております。内訳につきましては、25頁をご覧ください。田5筆 2,735.00 m²、畑32筆 12,675.00 m²、計37筆 15,410.00 m²となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

つづきまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は12件となっております。内容につきましては記載のとおりです。

つづきまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は9件となっております。それぞれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。以上、報告させていただきます。

議	長	ただいまの太田市農業委員会会長専決規定による報告と専決処分等について、ご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	質問等ないようなので、以上で第15回定例総会を終了し散会とします。長時間に渡りご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 平成30年10月10日(水) 午後3時30分

標記顛末について、相違ないことを確認しここに署名押印する。

議 長

署名委員 9番

署名委員 10番